

1790年代前半に進行した、カント派の哲学者・法学者による「法」と「道徳」、「権利」と「義務」を区分しようとする諸々の企ては、P・A・フォイエルバッハの『自然法の批判』（1796年）によって決定的批判をこうむった。彼によれば、従来の企ては「法—権利」概念を自分の道徳的義務から演繹する「絶対的演繹」であるか、他者の道徳的義務から演繹する「相対的演繹」かのいずれかであり、いずれの場合も「法—権利(Recht)」は「道徳法則」からの派生物であり、独自の根拠づけを得ていない。

この著作とほぼ同時にフィヒテの『自然法の基礎』第一巻が出版され、その半年後にはカントの『人倫の形而上学 第一部法論の形而上学的定礎』が出版される。両者はともに、「法—権利」を「道徳」あるいは「倫理」と区別し、「法—権利」概念の独立した演繹を試みている。両者の基本的視座やその実践的目標は共通している。両者において、「法—権利」概念それ自身は「純粋な理性的概念」であり、したがってその演繹は(経験的ではなく)超越論的に遂行される。その目標も「自由な存在者間の共同性」を根拠づけること(GA I/3, 320)であり、私と他者の選択意志が「統合されることを可能にする諸制約の総体」を根拠づけること(KA VI,230)である。その「必然的な相互関係」のためには、自他における自由の相互制限が不可欠であること、そしてそれは権利概念における自他相互の対称的平等性を前提としていることも共通である。

にもかかわらず、両者の「法—権利」概念の演繹の仕方はかなり異なっている。フィヒテは、①有限な理性的存在者の自己意識の可能性の制約としての「自由な実働性」の演繹を出発点に、②その制約として「他の理性的存在者」の存在、③さらにその制約としての「感覚的世界」の存在、および④自他の「権利関係」、⑤私の「物質的身体」を順次演繹している。その際彼ははじめから、内実を欠いた「権利」概念一般をでなく、「実質ある権利」概念を演繹しようとしている。そして、それは他の理性的存在者を度外視しては成立しない。それゆえ、「実質ある権利」は、他者によるその承認を欠いては存在しない。

それに対して、カントは「法—権利」概念を根源的には「人間性の権利」(KA VI,240)に基づける。この叡知的な「人間性の権利」は現実の「諸々の人間の権利」とは異なる。フィヒテなら前者をおそらく「空虚な思惟を与える」だけの「客体〔対象〕を欠いた概念」(GA I/3,317)と言うだろう。それに対して、カントは、フィヒテのような前者を欠いた後者の演繹は、「法—権利」概念の理性性をないがしろにし、「法実証主義」に屈服することになる、と言うだろう。両者の対立は、「所有権」の導出に際してもっとも明瞭になる。

フィヒテは「排他的占有権は、相互承認によって完遂され、相互承認によって制約されており、この制約なくしては生じない」(ibid.,417)と主張する。カントは「所有権」の論理的前提としての「占有」を、(i)「身体による感性的占有」と(ii)「叡知的占有」＝「法による占有」に分け、(i)が「法的状態」において成立するのに対して、(ii)は「自然状態」においても(したがって、他者による承認なしでも)成立する(KA VI,257)、と主張する。

カントの主張の究極的根拠は、つまるところカントの「(実践的)理性」概念には「他者」の存在を容れる余地がない点に存するように思われる。われわれは、他者の存在の余地を容れる「理性」概念が可能なのかどうかを、問わねばならないことになる。